

# 補助金交付フロー

## ◎補助申請をする前に

・事業者が補助金を申請するには、事前に各種手続きを経る必要があります。  
以下にその流れを記載します。

- ①土地利用申請⇒承認
  - ②都市計画法第32条の規定に基づく協議⇒同意
  - ③開発行為許可申請⇒許可
  - ④開発行為の工事着手⇒完了検査⇒検査済証の交付
  - ⑤公共施設の所有権移転(帰属)の手続に必要な書類を用意する
- \*①～⑤は通常の宅地分譲の開発許可の手続と同様です。

1

補助の申請

## ◎補助の申請について

・事業者は、焼津市宅地分譲事業補助金交付申請書(第1号様式)に**公共施設の所有権移転(帰属)の手続に必要な書類**を添付し、市に申請してください。

補助の対象(条件)

・補助の対象となる宅地分譲事業は、以下の要件のすべてを満たすものになります。

- (1) 令和8年4月1日以後に開発行為の許可を受け、焼津市立地適正化計画における住まいるエリア内においてのみ実施されるもの
- (2) 開発区域内に焼津市開発許可指導基準に適合する道路新設等を行うもの
- (3) 各区画の面積が135平方メートル(建築物の敷地面積の最低限度の定められている区域にあっては、165平方メートル)以上であるもの
- (4) 各区画に雨水貯留浸透施設を設置するもの
- (5) 開発行為により設置される道路、水路及び公園の用に供する土地を無償にて市に帰属させるもの。ただし、市長が別に定める基準に適合するものに限る。

2

補助の決定

## ◎補助の決定

・市は、申請内容を審査し、適当と認めたときは、焼津市宅地分譲事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知します。

3

補助金の請求

## ◎補助金の請求について

・補助金交付決定者は、焼津市宅地分譲補助金交付請求書(第3号様式)を市に提出してください。

# 補助金交付

宅地分譲補助金QA

Q1	補助の申請の条件ってなに？
A1	<p>補助の対象となる宅地分譲事業は以下の要件を満たすものになります。 (詳細は要綱の第3条をご覧ください)</p> <p>①R8.4.1以降に市街化区域内において開発許可を受けること</p> <p>②道路の新設等を行うもの、各宅地に雨水浸透施設を設置するもの</p> <p>③各区画の面積が135平方メートル(建築物の敷地面積の最低限度の定められている区域にあっては、165平方メートル)以上であるもの</p> <p>⑤新設等される公共施設(道水路・公園)を無償で市に帰属させるもの</p>
Q2	開発許可を受ける宅地分譲なら全て対象になるの？
A2	A1の②にもあるように「道路の新設等」を行わない宅地分譲は開発許可を受けたとしても対象となりません。
Q3	宅地分譲の対象となる建物用途は何ですか？
A3	一戸建て住宅で、専用住宅又は併用住宅が対象となります。
Q4	補助の申請者は誰でもいいの？
A4	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が対象です。 (不動産会社、住宅メーカーなど)
Q5	補助の申請はいつからいつまで行うことができるの？
A5	令和8年4月1日から令和11年2月28日までの予定です。
Q6	補助金の上限はあるの？
A6	予算の範囲内で補助金を交付します。補助の申請をする際には、事前に担当者に御確認ください。
Q7	<p>補助対象に「道路、水路及び公園…を無償にて市に帰属させるもの。ただし、市長が別に定める基準に適合するものに限る。」とあるが、「別に定める基準」とはどこにあるのか？</p>
A7	これは、開発許可指導基準などを指すが、詳細は帰属を受ける管理者との具体的な協議によって調整されます。